

検討する企業および IFRS 財務諸表利用者の期中財務報告に対する理解の参考となり得る情報を提供したい。なお、本誌 2019 年 9 月 10 日

号掲載の「IFRS 任意適用企業の開示分析」から新たに IFRS を任意適用した企業については図表 1 をご覧いただきたい。

なお、本文中意見にわたる部分は私見であることをあらかじめ申し添える。

(1) 外国に資本金が 20 億円以上の連結子会社を有していることなど。

作成される財務諸表

することができ体制を整備していること

IAS 34号において、期中財務報告書は、最小限、次の①～⑤を含んでいなければならないとされている

(IAS 34号 8項)。なお、企業の直近の年次財務諸表が連結財務諸表であった場合、期中財務報告書も連結基準で作成される(IAS 34号 14項)ため、①～④に「連結」の文言はないものの、連結財務諸表を示すことと解釈される。

- ① 要約財政状態計算書
- ② 純損益およびその他の包括利益を
表示する要約計算書
- ③ 要約持分変動計算書
- ④ 要約キャッシュフロー計算書
- ⑤ 精選された説明的注記

企業が期中財務報告書のなかで 1 組の要約財務諸表を公表する際には、その要約財務諸表には、少なくとも、直近の年次財務諸表に掲記された見出しおよび小計のそれぞれ、ならびに IAS 34号で要求している精選された説明的注記を含めなければならぬ。追加の表示項目または

第 2 章 IAS 34号「期中財務報告」の概要

【この章のエッセンス】

- IFRS の四半期報告書では、「要約財務諸表および」精選された説明的注記」の開示が要求される。
- 「要約財務諸表」のうち、「連結純損益およびその他の包括利益計算書」は、年初からの累計期間だけでなく、四半期連結会計期間の表示も要求される。

まず、IFRS による四半期報告書を開示する場合、どのような規定があるかを次に整理する。

IAS 34号の位置づけ

IAS 34号「期中財務報告」は、四

半期報告書で適用すべき会計処理および本表および注記の開示について定めている。そのうち開示については、企業が 1 事業年度全体よりも短い財務報告の期間(以下、「期中報告期間」という)において、完全な 1 組の財務諸表または 1 組の要約財務諸表を提出することが強制されたときまたはそれを選択したときに、IAS 34号が適用される旨が定められている。

日本においては、四半期報告書の場合、四半期連結財務諸表規則 93 条に基づき、指定国際会計基準特定会社⁽²⁾に該当する企業は、有価証券報告書と同様に四半期報告書においても、IFRS による四半期報告書の

提出が認められている。したがって、IFRS を任意適用している企業は、各四半期報告書における四半期連結財務諸表には IAS 34号を適用することになる。そして、ある企業の期中財務報告書において IFRS に準拠している旨の記述をする場合には、それは IAS 34号のすべての要求事項に従ったものでなければならぬ(IAS 34号 3項)。

(2) 四半期連結財務諸表規則 2 条の 1 で規定されている有価証券の発行者のうち、次に掲げる要件のすべてを満たす株式会社をいう。

- 一 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと
 - (イ) 有価証券届出書または有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること
 - (ロ) 有価証券届出書または四半期報告書において、四半期連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること
- 二 指定国際会計基準に關する十分な知識を有する役員または使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて四半期連結財務諸表を適正に作成